

(公印省略)

中部相第 21 号  
令和 3 年 3 月 18 日

国土交通省  
中部地方整備局長 殿

総務省  
中部管区行政評価局長

「道の駅」における受動喫煙防止対策の徹底に関する  
行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情申出について必要なあっせんを行っています。

この度、当局に対し、「道の駅」における受動喫煙防止対策の徹底についての行政相談がありました。

この行政相談について、貴局管内の「道の駅」における受動喫煙防止対策の実施状況等を調査するとともに、当局行政苦情処理委員会（座長：西 讓一郎元東海銀行副頭取）に付議して民間有識者の意見を聴取した結果、別紙のとおり対応が必要と考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の対応措置（方針を含む。）について、令和 3 年 6 月 17 日までに御回答くださいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官  
電話：(052)972-7416

## 【別紙】

### 1 申出要旨

ドライブ中、トイレ利用のため、「道の駅」美濃白川（岐阜県加茂郡白川町）に立ち寄った。駐車場からトイレに向かったが、その通路の途中に喫煙場所（灰皿、ベンチ）が設置されていたため、そこを通過する際、受動喫煙の被害を受けてしまった。

当該喫煙場所の後背壁面には道路情報の表示案内があるが、喫煙場所に近いため、非喫煙者はサービスの利用を躊躇するのではないかと感じた。

「道の駅」は、子どもを含む幅広い年齢層の人々が利用する公共施設であるので、受動喫煙防止対策を徹底してほしい。

### 2 当局調査等による関係業務の実態

別添のとおり

### 3 中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の意見要旨（令和2年12月17日開催）

本件申出について類似の状況が他の「道の駅」においても生じている可能性があると思定されることから、当局行政苦情処理委員会に諮ったところ、次のような意見が出された。

- 東海4県で供用されている116駅のうち、今回調査対象となった17駅は中部管区行政評価局の調査の過程で改善されており、他の「道の駅」においてもこのような形で改善していただきたい。
- 喫煙場所を表示することは、喫煙者や非喫煙者にとって良い方法である。ただし、屋外での喫煙は法律で禁止されている行為ではないので、あくまでも受動喫煙を防止するということを言うべきであり、法律の趣旨を逸脱すべきではない。

### 4 あっせん

上記3の当局行政苦情処理委員会の意見を踏まえて、当局が検討した結果、中部地方整備局は、「道の駅」利用者の健康増進の観点から、「道の駅」における受動喫煙防止に配慮した取組みを推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 管轄区域内の「道の駅」のうち、自ら設置した情報提供施設等に係る受動喫煙防止対策状況を定期的に点検し、改善等が必要と認められる箇所については管理を行う市町村等に措置を促すこと。
- ② また、今回、改善が必要と認められ管理を行う市町村等が自主的に講じた改善事例を管轄区域内の「道の駅」設置者等に情報提供し、同様の点検及び対策の推進を促すこと。

## 【別添】

### 当局調査等による関係業務の実態

#### 1 制度等の概要

「道の駅」は、『道の駅』登録・案内要綱（平成5年2月23日付建設省道企発第19号道路局長通達、最終改正平成30年11月19日付国道評13号。以下「要綱」という。）及び『道の駅』登録・案内要綱の当面の運営方針（平成5年2月23日付建設省道事発第2号、最終改正平成30年11月19日付国道評13号。）に基づき、平成5年から登録・設置が開始され、令和2年3月現在、全国に1,173駅が登録・設置されている。このうち、当局管内の愛知、岐阜、静岡及び三重の東海4県の登録数は116駅である（別添資料図表1及び2参照）。

設置者は、要綱において「市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること」とされており、設置者である市町村等からの登録申請に基づき、国土交通省（道路局長）が登録し、「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く。）があったときは、遅滞なく国土交通省（道路局長）に届け出なければならないとされている。

また、「道の駅」の整備方法は、「道の駅」設置者が単独で「道の駅」に関する全ての施設を整備・管理する「単独型」と、「道の駅」設置者が整備・管理する施設に加え、道路管理者が駐車場、便所など一部の施設を整備・管理する「一体型」の2つの方法がある。

なお、地方整備局は、国直轄の国道沿線の一部の「道の駅」において、国道の休憩施設としての駐車場・トイレ・情報提供施設を整備しており、「道の駅」全体の日常管理（喫煙所の設置・管理含む）は、「道の駅」を設置する市町村等が行っている。

#### 2 中部管区行政評価局調査結果

##### (1) 受動喫煙防止対策に係る制度概要等

「健康増進法」（平成14年法律第103号）では、特定施設等においては、何人も喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないとされているほか、特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないとされている（別添資料図表3及び4参照）。

また、同法では多数の者が利用する施設を第一種施設及び第二種施設に分類して特定の喫煙場所以外での喫煙を禁止しており、「道の駅」は第二種施設に該当する。

このため、これらに該当する「道の駅」については、同法の趣旨に沿った受動喫煙防止対策を講じることが求められる（別添資料図表5参照）。

なお、地方公共団体の中には、独自に受動喫煙防止対策の条例やガイドライン等を策定し、管理する施設では屋外において喫煙できないように努めるよう定めている例がみられる（別添資料図表6参照）。

##### (2) 調査結果

###### ① 東海4県（愛知、岐阜、静岡及び三重各県）の「道の駅」登録数及び調査対象駅数

当局管内のうち、東海4県（愛知、岐阜、静岡及び三重各県）で供用されている「道の駅」は116駅あり、今回、令和2年1月から2月にかけて、図表1のとおり中部地方整備局が整備に関わる直轄国道一体型「道の駅」のうち17駅（以下「調査対象駅」という。）を任意抽出して実地調査を行い、同年7月、同局から意見等を聴取した。

図表1 東海4県の「道の駅」登録数及び調査対象駅数

区分	「道の駅」登録数	左記のうち直轄国道 一体型「道の駅」数	調査対象駅数
愛知県	17	5	5
岐阜県	56	10	6
静岡県	25	8	3
三重県	18	5	3
合計	116	28	17

(注) 1 当局作成資料

2 登録数は、令和2年3月13日時点

② 受動喫煙防止対策に改善の余地があると認められる事例（支障事例）

調査対象駅における受動喫煙防止対策について、図表2のとおり、改善の余地があると認められる事例が確認できた（別添資料図表7参照）。

図表2 受動喫煙防止対策に改善の余地があると認められる事例（支障事例）

内容	事例数	事例表番号
受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置されている。	8	事例表1
喫煙場所が設置されているものの、喫煙場所の表示がない。	9	事例表2

(注) 1 当局調査結果による。

2 喫煙場所は、「道の駅」設置者（市町等）が、自ら整備・管理する施設に設置している。

3 事例については、当局の調査後、改善が図られている。

4 事例については、「道の駅」で重複あり。

また、調査対象駅が所在する17市町のうち、図表3のとおり、4市町が独自に受動喫煙防止対策に係る条例やガイドライン等を定めているが、そのうち2駅において「受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置されている」等、それらに適合していないと認められる事例が確認できた。

図表3 調査対象駅所在の市町における受動喫煙防止対策の条例やガイドライン等の策定状況等

区分	調査対象駅数	調査対象駅所在市町数	左記のうち条例やガイドライン等策定市町数	条例やガイドライン等に適合していないと認められる事例がみられた駅数
愛知県	5	5	1	1
岐阜県	6	6	0	0
静岡県	3	3	3（注2）	1
三重県	3	3	0	0
合計	17	17	4	2

(注) 1 当局調査結果による。

2 静岡県における道の駅が所在する3市町のうち、条例等を定めている市町はなかったが、県内全ての事業者等を対象に含む条例を県が策定しているため、策定市町数を3とした。

### ③ 利用者の利便性が高められていると認められる事例

受動喫煙防止対策について喫煙場所に英語等複数言語による喫煙場所表示により、利用者の利便性が高められていると認められる事例が確認できた（事例表3）。

## 4 関係機関の意見

調査対象とした「道の駅」の登録申請を所管する国土交通省中部地方整備局に、当局の調査結果を示した上で本件についての事実確認及び意見聴取を行ったところ、以下のとおりとしている。

### ○ 「道の駅」における受動喫煙防止対策について

「道の駅」設置者や管理・運営者等に対して、助言等により、健康増進法（「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。令和2年4月1日施行））に基づく改善を促して参りたい。

### （参考）中部管区行政評価局行政苦情処理委員会

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置しているもの。

構成員は次のとおり（令和3年3月1日現在）。

（座長）

西 讓一郎（元東海銀行副頭取（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社友））

（委員）

稲垣 隆司（岐阜市立岐阜薬科大学学長）

栗本 幸子（元（公財）あいち男女共同参画財団理事長）

島田 佳幸（（株）中日新聞社論説主幹）

諏訪 一夫（名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授）

中村 正典（弁護士）

事例表 1 受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置されている事例

<p><b>関係規定等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進法では、特定施設等(注)の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないとされている。</li> <li>○ 健康増進法では、特定施設等の管理権原者は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないとされている。</li> <li>○ 厚生労働省の通知では、「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等をいい、「喫煙の用に供することが出来る状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙することができると思認させるように設置をしていることも含まれるものであるとされている。</li> </ul> <p>(注) 「特定施設」とは、健康増進法において、多数の者が利用する施設等と定義されている。特定施設のうち、学校、病院、行政機関の庁舎等と、これら以外の施設によって受動喫煙を防止するための措置内容は異なっている。</p>
<p><b>調査結果概要</b></p>	<p>調査した 17 駅のうち、トイレへの通路に喫煙場所が設置されているなど、利用者の望まない受動喫煙を生じさせるおそれがある箇所に喫煙場所が設置されているものが 8 駅みられた。</p>

番号	1-1
道の駅名(所在地)	とよはし(愛知県豊橋市)
調査年月日	令和2年1月20日
調査結果	<p>・ トイレへの通路に喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</p> 
市の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	1-2
道の駅名(所在地)	美濃白川(岐阜県加茂郡白川町)
調査年月日	令和2年2月3日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路情報案内ディスプレイの前面に喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> 
町の改善措置状況等	  <p>※ 確認年月日:令和2年7月28日</p>



番号	1-3	
道の駅名(所在地)	ロックガーデンひちそう(岐阜県加茂郡七宗町)	
調査年月日	令和2年2月3日	
調査結果	<p>・ 施設出入口に隣接して喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
町の改善措置状況等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>	

番号	1-4
道の駅名(所在地)	月見の里南濃(岐阜県海津市)
調査年月日	令和2年2月19日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外休憩施設に隣接して喫煙場所が設置されており、特に灰皿背面のベンチ利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
市の改善措置状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外休憩施設内を喫煙場所とし、灰皿を設置</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	1-5
道の駅名(所在地)	美濃にわか茶屋(岐阜県美濃市)
調査年月日	令和2年2月5日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレへの通路に喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> 
市の改善措置状況等	  <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	1-6
道の駅名(所在地)	可児ッテ「CANITTE」(岐阜県可児市)
調査年月日	令和2年1月30日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者用駐車場から施設出入口の通路に喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> 
「道の駅」設置者の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日:令和2年8月6日</p>

番号	1-7
道の駅名(所在地)	紀宝町ウミガメ公園(三重県南牟婁郡紀宝町)
調査年月日	令和2年2月6日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者駐車場に隣接して喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <div data-bbox="533 557 1158 981" data-label="Image"> </div>
町の改善措置状況等	<div data-bbox="596 1003 1034 1554" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="347 1576 847 1612">※ 確認年月日:令和2年8月11日</p>

番号	1-8
道の駅名(所在地)	掛川(静岡県掛川市)
調査年月日	令和2年2月7日
調査結果	<p>・ 施設を囲む形で 5 か所に喫煙場所が設置されており、利用者の受動喫煙が生じるおそれがある。</p> <p>〔喫煙場所(①～⑤)〕</p>  <p>図中①の喫煙場所</p>  <p>図中②の喫煙場所</p> 

図中③の喫煙場所



図中④の喫煙場所



図中⑤の喫煙場所



市の改善措置状況等

図中②及び⑤の喫煙場所を廃止し、灰皿を撤去



※ 確認年月日:令和2年8月4日



事例表 2 喫煙場所が設置されているものの、喫煙場所の表示がない事例

関係規定	○ 「道の駅」登録・案内要綱では、設置者に係る遵守義務として、施設全体について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行う等、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならないとされている。
調査結果概要	調査した「道の駅」17 駅のうち、喫煙場所であると思われる箇所に喫煙場所である旨の表示がないものが 9 駅みられた。

番号	2-1
道の駅名(所在地)	筆柿の里・幸田(愛知県額田郡幸田町)
調査年月日	令和 2 年 1 月 24 日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> </ul> 
町の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日:令和 2 年 8 月 11 日</p>

番号	2-2
道の駅名(所在地)	にしお岡ノ山(愛知県西尾市)
調査年月日	令和2年1月24日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> </ul>
市の改善措置状況等	  <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	2-3
道の駅名(所在地)	藤川宿(愛知県岡崎市)
調査年月日	令和2年1月24日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> </ul> 
市の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	2-4
道の駅名(所在地)	美濃白川(岐阜県加茂郡白川町)
調査年月日	令和2年2月3日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <p>(事例表 1-2 と同一箇所)</p> <div data-bbox="347 645 1126 1079" data-label="Image"> </div>
町の改善措置状況等	<div data-bbox="354 1124 1166 1877" data-label="Image"> </div> <p>※ 確認年月日:令和2年7月28日</p>

番号	2-5	
道の駅名(所在地)	ロック・ガーデンひちそう(岐阜県加茂郡七宗町)	
調査年月日	令和2年2月3日	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <p>(事例表 1-3 と同一箇所)</p>	
町の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日: 令和2年8月7日</p>	

番号	2-6
道の駅名(所在地)	美濃にわか茶屋(岐阜県美濃市)
調査年月日	令和2年2月5日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <p>(事例表 1-5 と同一箇所)</p> 
市の改善措置状況等	 <p>灰皿を撤去</p>  <p>喫煙場所の案内表示板を設置</p>  <p>喫煙場所の案内表示板を設置</p>  <p>移動先の喫煙場所(新設)</p> <p>※ 確認年月日:令和2年8月7日</p>

番号	2-7
道の駅名(所在地)	可児ッテ(岐阜県可児市)
調査年月日	令和2年1月30日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。 (事例表 1-6 と同一箇所)</li> </ul>
「道の駅」設置者の改善措置状況等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>灰皿を撤去</p>  <p>灰皿を撤去</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>灰皿を撤去</p>  <p>灰皿を撤去</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>喫煙場所の表示案内板を設置</p>  <p>移動先の喫煙場所(新設)</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>喫煙について 健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止の観点から、こちらの灰皿を撤去させて頂きました。何卒、ご理解の程、お願い致します。 道の駅可児ッテ</p> </div> <p>※ 確認年月日:令和2年8月6日</p>

番号	2-8
道の駅名(所在地)	紀宝町ウミガメ公園(三重県南牟婁郡紀宝町)
調査年月日	令和2年2月6日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>・ 喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <p>(事例表 1-7 と同一箇所)</p> 
町の改善措置状況等	 <p>※ 確認年月日:令和2年8月11日</p>



番号	2-9
道の駅名(所在地)	掛川 (静岡県掛川市)
調査年月日	令和2年2月7日
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙場所の表示がないため、喫煙場所であることを認識しにくい。</li> <li>喫煙場所の表示がないため、当該場所付近で喫煙が行われた場合、受動喫煙が生じるおそれがある。</li> </ul> <p>当該施設には、施設を囲む形で5か所に喫煙場所が設置されている。 (事例表 1-8 と同一箇所)</p> <p>[喫煙場所①～⑤]</p>  <p>図中①の喫煙場所</p>  <p>図中②の喫煙場所</p> 

図中③の喫煙場所



図中④の喫煙場所



図中⑤の喫煙場所



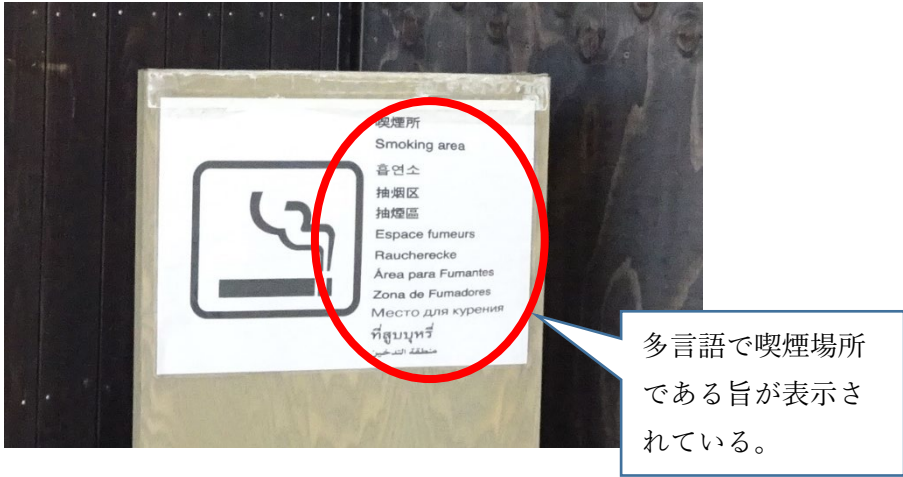
市の改善措置状況等

- ・ 喫煙場所の表示案内板を設置予定
- ・ ②及び⑤の喫煙場所は撤去



※ 確認年月日:令和2年8月4日

事例表 3 英語等複数言語による喫煙場所の表示がされている事例

番号	3-1
道の駅名(所在地)	パーク七里御浜(三重県南牟婁郡御浜町)
調査年月日	令和2年2月6日
調査結果	<p>・ 喫煙場所であることが日本語以外にも 11 の言語で記載してあり、外国人にも分かりやすい様に工夫がされている。</p> <div data-bbox="443 636 1350 1111" style="text-align: center;">  </div>

図表1 「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日付建設省道企発第19号道路局長通達。最終改正平成30年11月19日付国道評第13号）（抜粋）

<p>（「道の駅」の基本コンセプト）</p> <p>2.（略）</p> <p>〈施設構成〉</p> <p>ロ．休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること</p> <p>ハ．利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの（以下「案内・サービス施設」という。）が備わっていること</p> <p>（略）</p> <p>〈設置者〉</p> <p>ト．案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること</p> <p>なお、案内・サービス施設の管理又は運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること</p> <p>〈配慮事項〉</p> <p>チ．<u>女性・年少者・高齢者・身障者・妊婦や乳幼児連れなど様々な人の使いやすさに配慮されていること</u></p> <p>（略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>3. 前条の「道の駅」の基本コンセプトに適合する施設の案内・サービス施設の設置者（以下「申請者」という。）は、当該施設を「道の駅」として登録申請することができる。この場合、<u>申請者は登録申請書に次の書類を添えて、当該施設の近傍の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し、これを道路局長に提出するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（登録証の交付等）</p> <p>4. <u>道路局長は、申請にもとづき、登録簿に登録し、申請者に登録証を交付するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（登録内容の変更の届け出）</p> <p>6. <u>「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、遅滞なく道路局長に届け出なければならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>（遵守義務）</p> <p>8. 「道の駅」設置者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。</p> <p>イ．施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと</p> <p>（略）</p>
---

（注）当局が施設の維持管理に関する箇所に一重下線を、登録に関する箇所に二重下線を引いた。

図表2 「道の駅」登録・案内要綱の当面の運営方針（平成5年2月23日付け建設省道事発第2号 最終改正平成14年3月29日付け国道企第153号）（抜粋）

<p>(略)</p> <p>&lt;設置者&gt;</p> <p>10. 市町村に代わり得る公的な団体とは以下の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>イ. 都道府県</p> <p>ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人</p> <p>ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人</p> <p>なお、申請者が都道府県である場合にあっては、登録要綱3.ロの資料は提出を要しない。</p>
--

(注) 当局が関連する箇所に下線を引いた。

図表3 健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

<p>(喫煙をする際の配慮義務等)</p> <p>第27条 <u>何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第29条第1項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(特定施設等の管理権原者等の責務)</p> <p>第30条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。</u></p>
--

(注) 当局が関連する箇所に下線を引いた。

図表4 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（健発0222第1号平成31年2月22日）（抜粋）

<p>第7 特定施設等の管理権原者等の責務（新法第30関係）</p> <p>1 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないこと。また、特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないこと。さらに、これら以外にも、<u>特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。</u></p> <p>2 <u>「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等をいい、「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙をすることができることと誤認させるように設置をしていることも含まれるものであること。なお、喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要であること。</u></p>
--

(注) 当局が関連する箇所に下線を引いた。

図表5 健康増進法における特定施設の体系

名称	定義	喫煙禁止場所
第一種施設	(健康増進法第28条第5項) 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。 イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）	(健康増進法第29条1) 次に掲げる場所以外の場所 イ 特定屋外喫煙場所（注2） ロ （略）
第二種施設	(健康増進法第28条第6項) 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。	(健康増進法第29条2) 次に掲げる場所以外の屋内の場所 イ 第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室の場所（注3） ロ （略）

(注) 1 当局作成資料

- 2 特定屋外喫煙場所：(健康増進法第28条第6項) 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。
- 3 喫煙専用室：たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（「たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること」等）を満たさなければならない。

図表6 地方公共団体における受動喫煙防止対策の条例やガイドライン等の策定状況

地方公共団体	条例・ガイドライン等名	内容
愛知県 田原市	田原市公共施設における受動喫煙防止対策指針・実施手引	<p>5 受動喫煙防止対策の基本的な考え方 (1) 「望まない受動喫煙」をなくす 受動喫煙防止対策の基本的な方針として、多くの人が利用する公共施設については、受動喫煙防止対策として極めて有効である敷地内禁煙を目指し、一定の場所以外の喫煙を禁止とします。 (略)</p> <p>6 受動喫煙防止対策の方法 (略)</p> <p>(3) 第二種施設 原則屋内禁煙になります。 (略)</p> <p><u>喫煙場所は、出入口やその付近を利用する通行人から極力離れた建物外の場所に設けます。ドアの開閉や通行人の動きによりたばこの煙が喫煙場所以外に流れないように、必要に応じて喫煙場所囲うなどの対策を取ります。それぞれの施設の状況に応じて、風向きや利用頻度などを考慮し、施設利用者や通告人が喫煙場所からのたばこの煙にさらされないよう配慮します。</u></p> <p>(当局注) 田原市に所在する「道の駅」2駅は「田原市公共施設における受動喫煙防止対策指針・実施手引」中の対象施設一覧表における第二種施設に該当する旨明記されている。</p>

		<p>(略)</p> <p>(5) 留意点</p> <p>(略)</p> <p>イ 望まない受動喫煙を防ぐための配慮        たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことが知られています。このため、<u>屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等から最低7m以上離すことが望ましい</u>とされています。</p> <p>ウ 表示の明確化  <u>喫煙場所を設ける場合は、禁煙区域と喫煙場所の表示を誰でも明確に分かる方法で行い、利用者にも理解と協力を求める必要があります。特に喫煙場所に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように注意喚起の掲示を行う等の措置を講じる必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 施設管理者が行う受動喫煙対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>喫煙場所の設置においては、対象施設の出入口付近や子どものいる空間からできるだけ離し、たばこの煙が建物内や近隣施設等へ流れないように、また火災防止に十分に配慮します。</u></p>
愛知県 豊橋市	豊橋市受動喫煙防止条例	<p>第6条        事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むよう努めるものとする。</u></p>
岐阜県 関市	関市公共施設受動喫煙防止対策ガイドライン	<p>2 受動喫煙対策の基本方針</p> <p>(1) 敷地内全面禁煙</p> <p>ア <u>原則として、市または指定管理者が管理する公共施設（第一種施設、第二種施設）敷地内は全面禁煙とする。</u></p> <p>(当局注) 関市に所在する「道の駅」は、「関市公共施設受動喫煙防止対策ガイドライン」中の対象施設一覧表における第二種施設に該当する旨明記されている。</p>
静岡県 島田市	島田市受動喫煙防止対策指針	<p>5 受動喫煙防止対策の推進</p> <p>(2) 第二種施設は、建物内禁煙とする。        ただし、敷地内に喫煙所を設置する場合は受動喫煙防止に十分配慮する。配慮が難しい場合は、施設管理者の判断で敷地内禁煙とする（なお、既に敷地内禁煙を実施している施設は引き続き敷地内禁煙とする）。</p> <p>(当局注) 「<u>島田市受動喫煙防止対策指針</u>」では、「道の駅」は対象施設とはされていない。</p>
静岡県	静岡県受動喫煙防止条例	<p>第6条        事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むとともに、県が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p>

(注) 1 当局作成資料

2 当局が関連する箇所を下線を引いた。

図表7 調査対象駅における調査結果

道の駅名	登録年月	所在県市町名		受動喫煙のおそれがある箇所に喫煙場所が設置	喫煙場所が設置されているものの喫煙場所の表示なし
ドングリの里いなぶ	H10.4	愛知県	豊田市	該当なし	該当なし
筆柿の里・幸田	H21.3		幸田町	該当なし	○
にしお岡ノ山	H21.7		西尾市	該当なし	○
藤川宿	H24.9		岡崎市	該当なし	○
とよはし	H31.3		豊橋市	○	該当なし
美並	H5.4	岐阜県	郡上市	該当なし	該当なし
美濃白川	H5.4		白川町	○	○
ロック・ガーデン ひちそう	H7.4		七宗町	○	○
月見の里南濃	H16.8		海津市	○	該当なし
美濃にわか茶屋	H19.8		美濃市	○	○
可児ッテ 「CANITTE」	H22.8		可児市	○	○
掛川	H16.8	静岡県	掛川市	○	○
潮見坂	H17.8		湖西市	該当なし	該当なし
伊豆月ヶ瀬	R1.6		伊豆市	該当なし	該当なし
紀宝町ウミガメ公園	H5.4	三重県	紀宝町	○	○
関宿	H12.8		亀山市	該当なし	該当なし
津かわげ	H27.11		津市	該当なし	該当なし

(注) 当局作成資料